

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規則	○ 三重県高等学校等修学奨学生の貸与に関する規則の一部を改正する規則 の一部を改正する規則	予算経理課	1頁
告示	○ 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	教職員課	2頁
訓令	○ 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則 の一部を改正する規則	社会教育・文化財保護課	3頁
訓令	○ 三重県教育委員会表彰規則取扱要綱の一部を改正する告示	教育総務課	4頁
訓令	○ 三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示	小中学校教育課	4頁
訓令	○ 三重県立高等学校長に対する授業料免除等の権限の委任に関する規程 の一部を改正する訓令	教育総務課	4頁
訓令	○ 三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程 の一部を改正する訓令	教育総務課	5頁
訓令	○ 三重県立学校長にさせる公文書の開示等の事務の専決に関する規程 の一部を改正する訓令	教育総務課	5頁
訓令	○ 三重県立学校長にさせる公文書の開示等の事務の専決に関する規程 の一部を改正する訓令	教育総務課	5頁
訓令	○ 三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令	教育総務課	5頁
訓令	○ 支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程 の一部を改正する訓令	教育総務課	6頁
訓令	○ 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令	教職員課	6頁
訓令	○ 三重県教育委員会の感染症の管理に関する訓令の一部を改正する訓令	福利・給与課	13頁
訓令	○ 三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	福利・給与課	19頁
訓令	○ 三重県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	福利・給与課	19頁
公告	○ 公立幼稚園の廃止届の受理	学校施設課	19頁

規則

三重県高等学校等修学奨学生の貸与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を以下に公布します。

平成二十七年三月三十一日

三重県教育委員会委員長 前田光久

三重県教育委員会規則第九号

三重県高等学校等修学奨学生の貸与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
三重県高等学校等修学奨学生の貸与に関する規則の一部を改正する規則（平成二十七年三重県教育委員会規則
第1号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項の改正規定中「奨学生が成人に達している場合は」を「奨学生又は奨学生であつた者が成人で
ある場合は」に、「奨学生と連帯して債務を負担する者」を「奨学生又は奨学生であつた者と連帯して債務を負
担する者」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十七年三月三十一日

三重県教育委員会委員長 前田光久

三重県教育委員会規則第十号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

目次中「第十九条」を「第二十一条」に、「第二十条 第二十二条」を「第二十二条 第二十四条」に、「第二十三条 第二十八条」を「第二十五条 第二十条」に、「第二十九条」を「第三十一条」に改める。

第一条中「第十八条」を「第十七条」に改める。

第四条を次のように改める。

(内部組織)

第四条 本庁に次の各号に掲げる課等を置く。

- 一 教育総務課
- 二 教育政策課
- 三 教育財務課
- 四 学校経理・施設課
- 五 教職員課
- 六 福利・給与課
- 七 高校教育課
- 八 小中学校教育課
- 九 学力向上推進プロジェクトチーム
- 十 特別支援教育課
- 十一 生徒指導課
- 十二 人権教育課
- 十三 保健体育課
- 十四 社会教育・文化財保護課
- 十五 研修企画・支援課
- 十六 研修推進課

第四条の二を削り、第四条の二を第四条の一とする。

第二十六条から第二十九条までを二条ずつ繰り下げる。

第二十五条第一項中参事及び総括市町教育支援・人事監の項を次のように改める。

総括市町教育支援・人事監	本庁に限る。	上司の命を受けて、市町等教育委員会との調整及び市町等立小中学校職員の人事並びに特定の事務を処理する。
参事	本庁又は地域機関	上司の命を受けて、特定の事務を処理する。

第二十五条第一項中副参事、専門監、教育改革推進監及び学力向上推進監の項を削り、人権教育監の項の次に次のように加える。

専門監	本庁に限る。	上司の命を受けて、特定の専門事項に関する事務を処理する。
副参事	本庁又は地域機関	上司の命を受けて、特定の事務を処理する。

第二十五条中「第十九条」を「第十八条」に改め、同条を第二十七条とし、第二十四条を第二十六条とする。

第二十三条第一項第一号中「指揮監督し、教育長に事故があるときは、その職務を代理する。」を「指揮監督するとともに、法第二十五条第四項の規定に基づき、教育長の職務を代理する者から委任された事務を行う。」に改め、同条を第二十五条とする。

第十六条から第二十二条までを二条ずつ繰り下げる。

第十五条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の後に次の二号を加え、同条を第十七条とする。

三 平成三十年度全国高等学校総合体育大会の開催準備に関すること。

第十二条から第十四条までを二条ずつ繰り下げる。

第十二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(学力向上推進プロジェクトチームの分掌事務)

第十三条 学力向上推進プロジェクトチームの分掌事務は、次のとおりとする。

一 学力向上に関すること。

二 配当された予算の令達に関すること。

第九条を削り、第十条を第十一条とする。

第八条を第十条とし、第七条を第九条とする。

第六条（貰出しを含む。）中「予算経理課」を「教育財務課」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（学校経理・施設課の分掌事務）

第八条 学校経理・施設課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 県立学校の経理支援に関すること。

二 県立学校の施設整備に関すること。

三 県立学校の財産管理に関すること。

四 市町等立学校施設整備の助成及び技術指導に関すること。

五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条及び第四条の一の規定による公立学校の設置廃止等の認可及び届出に関すること。

六 配当された予算の令達に関すること。

第五条第一号中「総合企画」を「企画」に改め、第十四号から第十六号までを削り、第十七号を第十四号とし、同条の次に次の二条を加える。

（教育政策課の分掌事務）

第六条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 教育行政の総合的な計画及び企画調整に関すること。

二 教育改革（高等学校活性化等）の推進に関すること。

三 三重県教育改革推進会議に関すること。

四 県立高等学校の配置及び募集定員策定に関すること。

五 配当された予算の令達に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項により、なお従前の例により教育長が在職する場合にあつては、改正後の三重県教育委員会事務局組織規則（以下この項において「組織規則」という。）第二十五条の規定は適用せず、改正前の組織規則第二十三条の規定は、なおその効力を有する。

（三重県教育委員会教育長事務専決規則の一部改正）

3 三重県教育委員会教育長事務専決規則（昭和三十一年三重県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「教育長として」を「教育長をして」に改める。

別表事務局の項を次のように改める。

事務局	副教育長 次長 総括市町教育支援・人事監 参事 課長 担当課長 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 特別支援学校整備推進監 子ども安全対策監 人権教育監 専門監 副参事
-----	---

同表総合博物館の項中「副館長」を「副館長 専門監」に改める。

同表美術館の項中「参事」を削り、「副館長」を「副館長 専門監 副参事」に改める。

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十七年二月二十一日

三重県教育委員会委員長 前田光久

三重県教育委員会規則第十一号

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則（平成二十一年三重県教育委員会規則第

11号) の一部を次のように改正する。

第11条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の1項を加える。

6 三重県総合博物館条例(平成15年三重県条例第六十四号)附則第一項の規定による廃止前の三重県立博物館条例(昭和29年三重県条例第四十九号)第一条に規定する三重県立博物館の管理に関する事務を環境生活部長に委任する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第14号

三重県教育委員会表彰規則取扱要綱の一部を改正する告示を次のとおり定めます。

平成27年3月31日

三重県教育委員会委員長 前田光久

三重県教育委員会表彰規則取扱要綱の一部を改正する告示

三重県教育委員会表彰規則取扱要綱(昭和25年教育委員会告示第24号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第17条」を「第25条」に改め、同条第3項中「第20条」を「第22条」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

三重県教育委員会告示第15号

三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示を次のように定めます。

平成27年3月31日

三重県教育委員会教育長 山口千代己

三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示

三重県教科用図書採択地区の設定について(昭和39年教育委員会告示第26号)の一部を次のように改正する。

表中採択地区の名称の項中「中勢」を「津」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

訓 令

教委訓第1号

局内一般
教育関係機関

三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成27年3月31日

三重県教育委員会委員長 前田光久

三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会処務規程(平成14年教委訓第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「(組織規則第4条の2の規定により設置されるプロジェクトチームを含む。)」を削り、同条第6号イ中「第20条」を「第22条」に改める。

第32条の2を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

教委訓第2号

各県立学校

三重県立高等学校長に対する授業料免除等の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成27年3月31日

三重県教育委員会委員長 前田光久

三重県立高等学校長に対する授業料免除等の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令

三重県立高等学校長に対する授業料免除等の権限の委任に関する規程（平成5年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第3項」を「第25条第4項」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

教委訓第3号

各県立学校

三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成27年3月31日

三重県教育委員会委員長 前田光久

三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程（平成17年教委訓第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第3項」を「第25条第4項」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

教委訓第4号

各県立学校

三重県立学校長にさせる公文書の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成27年3月31日

三重県教育委員会委員長 前田光久

三重県立学校長にさせる公文書の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

三重県立学校長にさせる公文書の開示等の事務の専決に関する規程（昭和63年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第3項」を「第25条第4項」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

教委訓第5号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成27年3月31日

三重県教育委員会委員長 前田光久

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱（平成16年教委訓第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中「第20条」を「第22条」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

電子署名の種類は次のとおりとする。

- (1) 三重県教育委員会署名
- (2) 三重県教育委員会教育長署名
- (3) 三重県教育委員会教育長職務代理者署名
- (4) 地域機関等の長の署名

附 則

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項によりなお従前の例により在職する教育長の在職期間中にあっては、改正前の三重県教育委員会鍵情報等管理要綱第3条第1項第1号の規定は、なおその効力を有する。

教委訓第6号

各県立学校

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成27年3月31日

三重県教育委員会委員長 前田光久

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程（昭和62年教委訓第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第2項」を「第25条第4項」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

教委訓第7号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成27年3月31日

三重県教育委員会委員長 前田光久

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第4条及び第4条の2」を「第4条」に、同条第14号中「第24条」を「第26条」に改め、同号を第15号とし、同条第13号中「第24条」を「第26条」に改め、同号を第14号とし、同条第12号中「第23条」を「第25条」に改め、同号を第13号とし、同条第11号中「第25条」を「第27条」に改め、同号を第12号とし、同条第10号中「第23条第3号に規定する課長、同条第4号に規定する担当課長並びに組織規則第25条」を「第25条第3号に規定する課長、同条第4号に規定する担当課長並びに組織規則第27条」に改め、同号を第11号とし、同条第9号中「第23条第1号に規定する副教育長及び同条第2号に規定する次長並びに組織規則第25条」を「第25条第1号に規定する副教育長（前号に規定する副教育長を除く。）及び同条第2号に規定する次長（前号に規定する次長を除く。）並びに組織規則第27条」に改め、同号を第10号とし、同条第8号中「第20条」を「第22条」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(9) 教育長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条に規定する教育長並びに委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則（昭和42年三重県規則第16号）第3条の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を補助執行並びに専決する教育委員会事務局副教育長及び教育委員会事務局次長（教職員担当）をいう。

第4条中「第26条第3項」を「第25条第4項」に改める。

別表第1 共通決裁事項(1)一般事務の表第15項から第17項までを次のように改める。

15 三重県公債権の徴収に関する条例（昭和39年三重県条例第13号）の施行に関する事務	1 条例第3条の規定による徴収猶予及び減免（県立学校の授業料に係るものと除く。）			<input checked="" type="radio"/>				
	2 条例第4条第2項第2号ハの規定による額の決定							
	(1) 本庁の所掌に属するもの			<input checked="" type="radio"/>				
	(2) 地域機関の所掌に属するもの					<input checked="" type="radio"/>	各地域機関	
	3 条例第5条の規定による督促							
	(1) 本庁の所掌に属するもの			<input checked="" type="radio"/>				
	(2) 地域機関の所掌に属するもの					<input checked="" type="radio"/>	各地域機関	
	4 条例第6条第1項の規定による延滞金の徴収							
	(1) 本庁の所掌に属するもの			<input checked="" type="radio"/>				
	(2) 地域機関の所掌に属するもの					<input checked="" type="radio"/>	各地域機関	
	5 条例第6条第5項の規定による延滞金の減免							
	(1) 本庁の所掌に属するもの			<input checked="" type="radio"/>				
	(2) 地域機関の所掌に属するもの					<input checked="" type="radio"/>	各地域機関	
	6 条例第8条の規定による強制徴収公債権の処分							
	(1) 本庁の所掌に属するもの			<input checked="" type="radio"/>				
	(2) 地域機関の所掌に属するもの					<input checked="" type="radio"/>	各地域機関	
	7 条例第9条第1号の規定による非強制徴収公債権に対する担保の処分等							
	(1) 本庁の所掌に属するもの			<input checked="" type="radio"/>				
	(2) 地域機関の所掌に属するもの					<input checked="" type="radio"/>	各地域機関	
	8 条例第9条第2号の規定による非強制徴収公債権に対する強制執行の措置							
	(1) 本庁の所掌に属するもの			<input checked="" type="radio"/>				
	(2) 地域機関の所掌に属するもの					<input checked="" type="radio"/>	各地域機関	
	9 条例第10条の規定による納期限の繰上げ							

	(1) 本庁の所掌に属するもの		<input type="radio"/>					
	(2) 地域機関の所掌に属するもの						<input type="radio"/>	各地域機関
	10 条例第11条第1項の規定による配当の要求その他公債権の申出							
	(1) 本庁の所掌に属するもの		<input type="radio"/>					
	(2) 地域機関の所掌に属するもの						<input type="radio"/>	各地域機関
	11 条例第11条第2項の規定による公債権の保全措置							
	(1) 本庁の所掌に属するもの		<input type="radio"/>					
	(2) 地域機関の所掌に属するもの						<input type="radio"/>	各地域機関
	12 条例第12条の規定による非強制徵収公債権の徵収停止	<input type="radio"/>						
16 三重県債権の管理及び私債権の徵収に関する条例（平成26年三重県条例第2号）の施行に関する事務	1 条例第6条の規定による督促							
	(1) 本庁の所掌に属するもの		<input type="radio"/>					
	(2) 地域機関の所掌に属するもの						<input type="radio"/>	各地域機関
	2 条例第7条第1項の規定による遅延損害金の徵収							
	(1) 本庁の所掌に属するもの		<input type="radio"/>					
	(2) 地域機関の所掌に属するもの						<input type="radio"/>	各地域機関
	3 条例第7条第6項の規定による遅延損害金の減免							
	(1) 本庁の所掌に属するもの		<input type="radio"/>					
	(2) 地域機関の所掌に属するもの						<input type="radio"/>	各地域機関
	4 条例第8条第1号の規定による担保の処分等							
	(1) 本庁の所掌に属するもの		<input type="radio"/>					
	(2) 地域機関の所掌に属するもの						<input type="radio"/>	各地域機関
	5 条例第8条第2号の規定による強制執行の措置							
	(1) 本庁の所掌に属するもの		<input type="radio"/>					
	(2) 地域機関の所掌に属するもの						<input type="radio"/>	各地域機関
	6 条例第9条の規定による履行期限の繰上げ							
	(1) 本庁の所掌に属するもの		<input type="radio"/>					
	(2) 地域機関の所掌に属するもの						<input type="radio"/>	各地域機関

		7 条例第10条第1項の規定による配当の要求その他私債権の申出								
		(1) 本庁の所掌に属するもの			○					
		(2) 地域機関の所掌に属するもの						○	各地域機関	
		8 条例第10条第2項の規定による私債権の保全措置								
		(1) 本庁の所掌に属するもの			○					
		(2) 地域機関の所掌に属するもの						○	各地域機関	
		9 条例第11条の規定による徴収停止	○							
		10 条例第12条の規定による履行延期の特約等			○					
		11 条例第13条の規定による免除			○					
		12 条例第14条の規定による私債権の放棄	○							
17	三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則（平成26年三重県規則第18号）の施行に関する事務	1 施行規則第5条第1項の規定による債権管理簿の整備								
		(1) 本庁の所掌に属するもの			○					
		(2) 地域機関の所掌に属するもの						○	各地域機関	
		2 施行規則第5条第1項の規定による検査の実施								
		(1) 本庁の所掌に属するもの			○					
		(2) 地域機関の所掌に属するもの						○	各地域機関	
		3 施行規則第11条の規定による必要な措置の実施								
		(1) 本庁の所掌に属するもの			○					
		(2) 地域機関の所掌に属するもの						○	各地域機関	
		4 施行規則第16条の規定による債権処理計画の策定及び公表	○							

別表第1 共通決裁事項(2)支出負担行為に関する事務の表第12項を次のように改める。

12	補償、 補填 及び 賠償 金	補償金 及び補 填金	2,000 万円以 上	1,000万 円以上 2,000万 円未満	1,000 万円 未満					
		賠償金		1,000万 円未満						1 法律上県の義務に属する自動車事故による損害賠償のうち、副教育長が専決処分するこ

											とができるものに限る。
											2 賠償金の項において「次長」とは、第2条第9号に規定する副教育長をいう。

別表第2個別決裁事項(5)学校施設課の表を削り、(4)福利・給与課を(5)福利・給与課とする。

同表(3)教職員課の表第14項を第16項とし、第13項を次のように改める。

15 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の施行に関する事務(公立学校教職員に係るものうち、県立学校教職員に係るものに限る。)	1 法第2条第1項の規定による育児休業の承認			○							
	2 法第3条第3項の規定による育児休業の期間延長の承認			○							
	3 法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し			○							
	4 法第6条の規定による臨時的任用職員の任免			○							
	5 法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認			○							
	6 法第11条第2項の規定による育児短時間勤務の期間の延長			○							
	7 法第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し			○							
	8 法第19条の規定による部分休業の承認			○							
	9 職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則(平成4年三重県人事委員会規則12-11)第5条第1項の規定による届出に関する事務			○							

同表(3)教職員課の表第9項から第12項までを2項ずつ繰り下げ、第8項を第9項とし、同項の次に次の1項を加え、第7項を第8項とする。

10 公立学校教職員の配偶者同行休業に関する事務(県立学校教職員に係るものに限る。)	1 地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業の承認			○							
	2 法第26条の6第4項の規定による配偶者同行休業の期間延長の承認			○							
	3 法第26条の6第6項の規定による配偶者同行休業の承認の取消し			○							

	4 法第26条の6 第7項の規定による臨時的任用職員の任免			○					
	5 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年三重県条例第90号）第9条第1項の規定による届出の受理			○					

同表(3)教職員課の表第6項中「県立学校教職員の任免」を「県立学校教職員の任免（この表の第10項第4号及び第15項第4号に掲げるものを除く。）に改め、同項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項中「臨時的任用の承認」を「臨時的任用職員の任免」に改め、同項を第5項とし、第1項中「一般職の任免」を「一般職の任免（この表の第4項第4号及び第5項第4号に掲げるものを除く。）」に改め、第3項の次に次の1項を加え、同表を(4)教職員課とする。

4 職員の配偶者同行休業に関する事務（公立学校教職員に係るものを除く。）	1 地方公務員法第26条の6 第1項の規定による配偶者同行休業の承認			○					
	2 法第26条の6 第4項の規定による配偶者同行休業の期間延長の承認			○					
	3 法第26条の6 第6項の規定による配偶者同行休業の承認の取消し			○					
	4 法第26条の6 第7項の規定による臨時的任用職員の任免			○					
	5 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年三重県条例第90号）第9条第1項の規定による届出の受理			○					

同表(2)予算経理課の表中「予算経理課」を「教育財務課」に改め、同表第6項の次に次のように加える。

7 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年省令第13号）に関する事務	1 法第4条の規定による受給資格の認定			○					
	2 規則第4条の規定による受給事由消滅の通知			○					
	3 法第6条の規定による就学支援金の支給			○					
	4 法第8条の規定による就学支援金の支給の停止			○					
	5 法第9条の規定による就学支援金の支払の一時差止め			○					
8 高等学校学び直しへの支援事業補助金交付要領（平成26年）に関する事務	1 要領第5条の規定による受給資格の認定			○					
	2 要領第5条及び第7条の規定による補助金の支給			○					

	3 要領第8条の規定による補助金の支払の一時差止め			○					
	4 要領第9条の規定による補助金の支給の停止			○					
	5 要領第10条の規定による受給事由消滅の通知			○					

同表(2)教育財務課の表の次に次の表を加える。

(3)学校経理・施設課

区分	事務の種類	事 項	決 裁 区 分						地域機関の名称	
			教 育 長	専 決 者			受 任 者			
				本 庁		地 域 機 関	所 長			
				次 長	課 長	班 長	課 長			
1	公立学校の設置及び廃止等に関する認可又は届出の受理に関する事務	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条（法第134条第2項において準用する場合を除く。）の規定による認可	○							
		2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の2の規定による届出の受理			○					
		3 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条、第25条及び第26条の規定による届出の受理			○					

同表(4)市町教育支援・人事担当の表第5項を第6項とし、第4項を次のように改める。

5	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の施行に関する事務（公立学校教職員に係るものうち、県立学校教職員に係るもの除外。）	1 法第2条第1項の規定による育児休業の承認			○				
		2 法第3条第3項の規定による育児休業の期間延長の承認			○				
		3 法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し			○				
		4 法第6条の規定による臨時の任用職員の任免			○				
		5 法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認			○				
		6 法第11条第2項の規定による育児短時間勤務の期間の延長			○				

	7 法第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し			○				
	8 職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則（平成4年三重県人事委員会規則12 11）第5条第1項の規定による届出に関する事務			○				

同表(4)市町教育支援・人事担当の表第1項中「県費負担教職員の任免」を「県費負担教職員の任免（この表の第4項第4号及び第5項第4号に掲げるものを除く。）」に改め、同表第3項の次に次の1項を加える。

4 公立学校教職員の配偶者同行休業に関する事務（県立学校教職員に係るものと除く。）	1 地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業の承認			○				
	2 法第26条の6第4項の規定による配偶者同行休業の期間延長の承認			○				
	3 法第26条の6第6項の規定による配偶者同行休業の承認の取消し			○				
	4 法第26条の6第7項の規定による臨時的任用職員の任免			○				
	5 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年三重県条例第90号）第9条第1項の規定による届出の受理			○				

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項により、なお従前の例により教育長が在職する場合にあっては、改正後の三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（以下この項において「規程」という。）第2条第9号及び同条第10号の規定は適用せず、改正前の規程第2条第9号の規定は、なおその効力を有する。

教委訓第8号

局 中 一 般
各県立学校

三重県教育委員会の感染症の管理に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成27年4月1日

三重県教育委員会教育長 山 口 千 代 己

三重県教育委員会の感染症の管理に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県教育委員会の感染症の管理に関する訓令（昭和54年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保持増進」の次に「及び児童・生徒への感染の防止」を加える。

第2条第1号中「学校保健法施行規則（昭和33年文部省令18号）第19条」を「学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令18号。以下「施行規則」という。）第18条」に、「第1類、第2類、第3類の疾病及び」を「第1種、

第2種及び第3種の疾病並びに」に改め、同条第2号中「県立の高等学校、特別支援学校及び教育委員会事務局に在職するすべての職員」を「三重県立学校職員安全衛生管理規程及び三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程に規定されている職員」に改め、同条第3号から第8号までを削り、同条第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 休業 病気休暇及び病気休職をいう。
- (4) 教育委員会 三重県教育委員会をいう。

第3条から第7条までを次のように改める。

(責務)

第3条 所属長及び教育委員会は、感染症の管理における責任者として、健康の保持増進及び感染症の発生予防に努めるとともに、発生時には関係機関と連携し適切な措置を講じなければならない。

2 職員は、常に自己管理に努め健康な状態を保持するとともに、所属及び児童・生徒への感染の防止に努めなければならない。

(結核に関する健康診断)

第4条 教育委員会は、職員の結核に関する健康診断（以下「健康診断」という。）を毎年定期に実施するほか、必要があるときは、臨時に実施するものとする。

2 職員は、すべて前項の健康診断を受けなければならない。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって健康診断を受けることができなかった職員については、その事由の消滅後、速やかに健康診断を受けなければならない。

3 前項の健康診断の期日及び方法は、教育委員会がその都度定める。

4 結核のおそれのある職員は、前項の期日に行われる健康診断以外においても必要な検査を受けなければならない。

(感染症の予防と早期発見)

第5条 職員は、感染症の予防に努め、発病の疑いがある時は、速やかに所属長に報告するとともに医療機関を受診し、早期発見及び他への感染防止に努めなければならない。

2 所属長は、感染症の疑いがあると思われる職員に対して、適切な対応が取れるよう指導しなければならない。

(感染症の発生報告)

第6条 所属長は、職員が結核と診断され休業する場合は、結核の発生について（様式第1号）に、診断書（様式第2号）を添えて、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

2 結核以外の感染症については、職員が入院した場合及び教育委員会が所属において対策を講じる必要があると判断した場合、感染症（結核を除く）の発生について（様式第3号）により報告するものとする。

(事後措置)

第7条 所属長は、感染症を発病した者について、医師が感染のおそれがないと認めるまで休業させなければならない。

2 結核については、他の人への感染の可能性があれば主治医の指示により治療を開始し、その治療により治癒（転帰）となった場合には、結核の治癒（転帰）について（様式第4号）に診断書（様式第2号）を添えて報告するものとする。

3 所属長は、保健所等関係機関と連携し、必要に応じて調査への協力をを行い、感染症のまん延の防止について、適切な措置を講じなければならない。

4 教育委員会は、感染症のまん延が危惧される場合等にあっては、必要に応じて関係機関と連携し、適切な措置を講じなければならない。

第8条を削る。

附則の次に次の四様式を加える。

(様式第1号)

年 月 日

三重県教育委員会

福利・給与課 宛て

所 属

所属長名

印

結核の発生について（報告）

下記の職員について、結核と診断され休業しますので、書類を添えて報告します。

記

1. 職員（職・名前）

2. 病気休暇（休職）の予定期間 年 月 日から
年 月 日まで

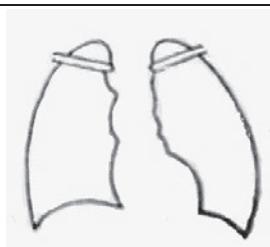
(様式第2号)

診 断 書 (結 核)

三重県教育委員会

氏名		生年月日	年 月 日	
所属				性別 男・女
住所				
病名		診断年月日	年 月 日	
既往症		合併症		

(自・他覚的所見)

レントゲン所見	撮影 年 月 日	ツベルクリン反応	陰性・陽性	
	N.o.		血沈検査	年 月 日実施
		1時間値 mm	2時間値 mm	
		喀痰検査	年 月 日 実施	年 月 日 実施
		塗抹() 培養()	塗抹() 培養()	
治療期間	年 月 日～年 月 日まで	(入院・通院)		
	年 月 日～年 月 日まで	(入院・通院)		
化学療法内容	年 月 日から 年 月 日まで			
	薬剤名 INH・RFP・EB・PZA・SM・KM・EVM TH・PAS・CPM・CS・その他()			

主治医の意見

- 今後の治療方針等について
- 就業上の注意について(休業解除時)

上記のとおり診断する。

年 月 日

医療機関住所

医療機関名

医師名

印

(様式第3号)

年 月 日

三重県教育委員会

福利・給与課 宛て

所 属

所属長名

印

感染症（結核を除く）の発生について（報告）

三重県教育委員会の感染症の管理に関する訓令第5条第2項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 職員（職・名前）

2. 感染症名（診断名）

3. 発症日

年 月 日

4. 病気休暇（休職）予定期間

年 月 日から

年 月 日まで

(様式第4号)

年 月 日

三重県教育委員会

福利・給与課 宛て

所 属

所属長名

印

結核の治癒（転帰）について（報告）

下記の職員について、結核が治癒（転帰）しましたので、書類を添えて
報告します。

記

1. 職員（職・名前）

2. 復帰年月日 年 月 日

附則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

訓令第9号

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成27年3月31日

三重県教育委員会教育長 山口千代己

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（平成17年教委訓第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第20条」を「第22条」に改める。

第5条第2項中「教職員・施設担当」を「教職員担当」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

訓令第10号

三重県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成27年3月31日

三重県教育委員会教育長 山口千代己

三重県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

三重県立学校職員安全衛生管理規程（平成10年教委訓第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「教職員・施設担当」を「教職員担当」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

公 告

三重県教育委員会公告

公立幼稚園の廃止届を次のとおり受理しました。

平成27年3月31日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
伊勢市立四郷幼稚園	平成27年3月31日	幼保連携型認定こども園へ移行するため
明和町立曙幼稚園	平成27年3月31日	幼稚園を統廃合し、みょうじょうこども園を設置するため
明和町立暁幼稚園	平成27年3月31日	

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社